

お知らせ



ワンワンふれあい
フェスティバル2017
問生活環境課 ☎(57) 4131

犬や獣医師とのふれあいを通して、犬と人が共存して生活できる社会をつくるため、今年もワンワンふれあいフェスティバルを開催します。

日 11月4日(土) 9時～12時
(雨天中止)

所 町総合運動公園多目的広場
野木町佐川野916

イベント内容

- ・しつけ相談
- ・警察犬訓練
- ・獣医師体験
- ・ポニー乗馬体験 他

(イベント内容は変更になることがあります。)

主催 小山地区動物保護管理協議会

正しい犬・猫の飼い
方を知っていますか
問生活環境課 ☎(57) 4131

あなたの飼っている犬や猫がご近所から好かれるために、『ルールやマナーを持った『責任ある飼い主』になりましょう。』

【ルール】

- ・ふんや尿の処理は適切に行う。
- ・最後まで愛情と責任を持って飼う。
- ・犬はいつもリードなどにつながりで行う。

・犬の登録や狂犬病予防注射を行う。

【マナー】

・猫は室内で飼うことを心がけましょう。

・飼い主が誰か分かるようにしましょう。

・鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう(鳴き声は人の感じ方に違いがあります。)

・避妊、去勢手術をしましょう。

※しつけ方や動物に関する相談は、栃木県動物愛護指導センター(☎028-684-

5458)までお問い合わせください。

飼い犬の登録を
お願いします
問生活環境課 ☎(57) 4131

犬を飼うときは登録が義務付けられています。

・生後90日を過ぎたら、必ず登録をしてください。(町内の動物病院であれば、狂犬病予防注射の際、登録ができます。)

・登録の際に渡される鑑札は、首輪などに付けておきましょう。万が一、行方不明になったときには、迷子札代わりにもなります。

・犬を登録している方で、犬が死んでしまった、犬を人に譲渡した、引っ越しをしたなど、犬の登録事項に変更がありましたらご連絡ください。

行政に関する困りごとはありませんか?
行政相談のお知らせ

問生活環境課 ☎(57) 4132

行政相談は、国・県・町などの行政に関する意見や要望を受け付け、相談者と行政機関の間に立ち、公正・中立の立場から問題の解決を目指す制度です。行政相談委員法に基づき総務

大臣から委嘱を受けた行政相談委員が対応します。

困っていること、要望したいことなどがあれば、一人で悩まずお気軽にご相談ください。(相談無料、秘密厳守)

日 毎月第2水曜日 9時～12時
(受付は11時30分まで)

所 町老人福祉センター(ホープ館) 1階相談室

☆10月16日～22日は

『行政相談週間』です

行政相談週間の実施にあたり「一日合同行政相談所」を開設します。

行政相談委員のほか、法務局などの行政機関、弁護士・司法書士などの各種専門家が一堂に集まって、ワンストップで相談に応じます。

【小山一日合同行政相談所】

日 11月14日(火) 10時30分～15時

所 イオンモール小山 1階サクラコート

問合せ 総務省栃木行政監視行政相談センター

☎028(634)4680